

8 契 第 60 号
令和8年4月16日

入札参加資格登録事業者 様

会津若松市長 室 井 照 平
(公 印 省 略)

複数年にわたる人的業務委託へのスライド条項の導入について（通知）

このことについて、別紙のとおり、令和8年6月1日以降に入札公告又は指名通知をする案件から導入することといたしますので、お知らせいたします。

なお、具体的な請求方法や手続きの流れについては、運用マニュアル等を、後日市ホームページに掲載いたします。

（事務担当：総務部契約検査課入札契約グループ 0242-39-1212）

複数年にわたる人的業務委託へのスライド条項の導入について

1 趣旨

これまで、複数年にわたる業務委託における契約期間中の人件費の変動については、あらかじめ変動を想定して入札を行うべきものとして、契約期間途中での契約金額の変更は、原則として行っておりませんでした。

しかしながら、福島県の最低賃金は、直近（R7とR6の比較）で8.2%上昇しており、かつ年々変動が大きくなって（R6とR5の比較：6.1%上昇）おり、昨今の賃金上昇は著しく、上昇分の想定が困難になっています。

そのため、事業者の健全経営や業務の適正な履行確保等の観点から、既に工事契約で採用されている全体スライド制度を参考に「スライド制度」を適用し、直接人件費に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入するものです。

2 制度概要

複数年にわたる業務委託において、契約時にあらかじめスライド条項を定めておき、履行開始日から12か月を経過した後に、賃金水準の変動により契約金額が不相当となった場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入します。

3 対象契約

履行期間が1年を超える委託契約のうち、直接人件費の割合が高く、委託料のほとんどを従事者の賃金が占める、次の業務を対象とします。

日常清掃業務、人的警備業務、給食業務、用務員代行業務、本庁舎受付・案内業務、その他の人的労働が中心となる業務

※ 対象となる契約は、入札公告又は指名通知等（以下「入札公告等」という。）に対象契約であることを明記するとともに、特約条項等において、変更金額算出方法を明示します。

4 スライド額算出の考え方

(1) 公表された労務単価等に基づく本市設計書による算出の場合

履行開始日から12か月経過後かつ、残履行期間が2か月以上ある場合に、未履行分の金額のうち「直接人件費」について、積算時の労務単価等を基準日時点の最新単価に置き換える方法により変動額を算出します。

(2) 受注者から提出された価格内訳書による算出の場合

履行開始日から12か月経過後かつ、残履行期間が2か月以上ある場合に、入札又は契約締結時に受注者から提出を受けた価格内訳書から未履行分の「直接人件費」を割り

だし、福島県の「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出します。

(3) 受注者負担分の控除

工事契約の全体スライドに準じ、上記(1)又は(2)の変動額から、未履行分の契約金額に「1.5%」を乗じた受注者負担分を差し引いた金額をスライド額(=変更金額)とします。

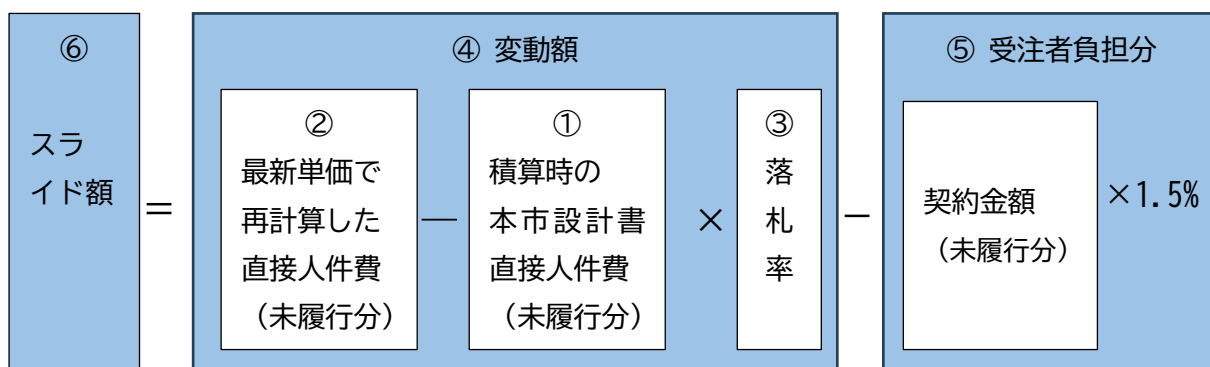
このため、変更契約を行うのは契約金額の1.5パーセントを超える変動があった場合とし、1.5パーセント以下の変動の場合には、変更契約は行わないこととなります。

5 スライド額算出のイメージ

(1) 公表された労務単価等に基づく本市設計書による算出の場合

積算時の労務単価等を基準日時点の最新単価に置き換える方法により、変動額を算出します。

「①設計書の直接人件費(残委託業務相当額)」と「②最新の人件費単価に置き換えて再計算した直接人件費(残委託業務相当額)」との差額に「③落札率」を乗じて「④変動額」を算出します。「④変動額」から「⑤受注者負担分」を控除した金額を「⑥スライド額」とします。

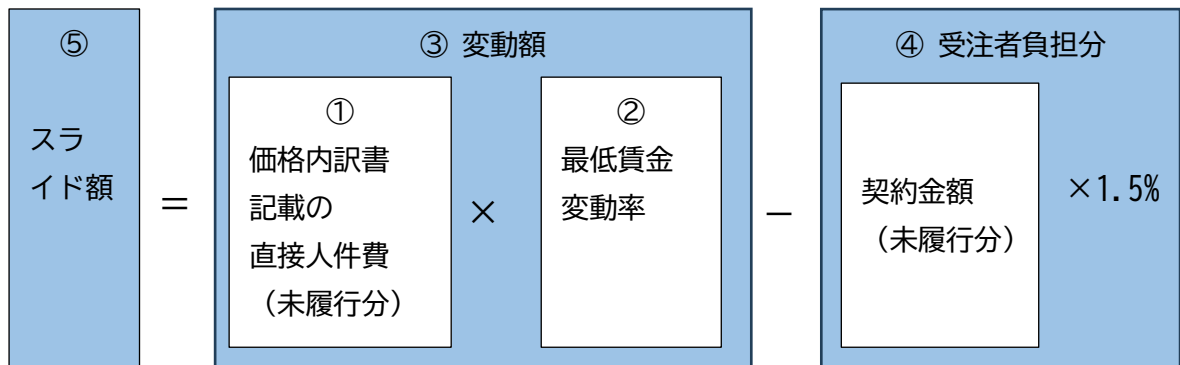


(2) 受注者から提出された価格内訳書による算出の場合

契約締結時に受注者から価格内訳書を提出させ、当該内訳書をもとに変動額を算出します。

「①提出された価格内訳書記載の直接人件費(残委託業務相当額)」に「②最低賃金変動率」を乗じた額で「③変動額」を決定します。

「③変動額」から「④受注者負担分」を控除した金額を「⑤スライド額」とします。



6 導入時期

令和8年6月1日以降に入札公告等を行い、同日以降に履行期間が始まる案件から導入します。なお、契約の変更は12か月経過後からとなるため、実際に金額を変更するのは令和9年度以降です。

※ 令和8年6月1日以前に契約済の案件は、本制度の対象とはしません。